



富 公 第 2 2 号
令和3年5月27日

富士見市庁舎整備検討審議会 会長 様

富士見市長 星 野 光 弘

富士見市庁舎の整備方針について（諮問）

富士見市庁舎整備検討審議会条例第1条の規定に基づき、下記の事項について検討し、及び審議することを求めます。

記

1 諮問事項

富士見市庁舎の整備方針について

[具体的事項]

別紙のとおり



別紙

具体的事項	答申希望時期
庁舎の整備方法について(改修か建替えか)	令和3年7月頃
(改修の場合) 改修に当たり配慮すべき事項に関する事 ・ 現庁舎の課題に対するハード対策の配慮事項について ・ 現庁舎の課題に対するソフト対策の配慮事項について	令和3年12月頃
(建替えの場合) 富士見市庁舎整備に関する基本方針の策定に関する事 ・ 新庁舎に求められる機能について ・ 新庁舎の規模について ・ 新庁舎の場所について	